

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

### 規 則

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) ページ 一

### 訓 令 甲

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

(同) 一

## 規 則

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十三号

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則(平成七年岐阜県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

本則中「横井篤副知事」を「上手繁雄副知事」に改める。  
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十号

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月二日

号 外 (二) 平 成 二 十 二 年 四 月 二 日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程（平成十一年岐阜県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中八を削り、同条第二号イ中「総務部」を「知事直轄組織（危機管理に関する事項に限る。）」、「総務部」に改め、同号ロ中「公安委員会」を削り、同条第三号中「横井篤副知事」を「上手繁雄副知事」に改め、同号イ中「総合企画部」を「知事直轄組織（秘書及び広報に関する事項に限る。）」、「総合企画部」に改め、同号ロ中「監査委員」の下に「公安委員会」を加える。

第二条及び第三条中「横井篤副知事」を「上手繁雄副知事」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月二日から施行する。

平成二十二年四月二日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ  
ビー・オール・テクノセンター